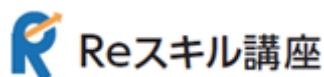


「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」の 第12回申請受付を開始します

経済産業省は、IT・データ分野を中心とした専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」の第12回申請受付を4月3日から開始します。
また、第12回申請から申請方法や申請様式の変更を行います。

1. 趣旨

「リスキル講座(第四次産業革命スキル習得講座)認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。



Connected Industries 人材～未来へつなぐ
第四次産業革命スキル習得講座(Re スキル講座)

経済産業省は、2023年10月に本制度の認定適用を希望する講座の申請受付を、4月3日から開始します。

2. 認定対象

下記の分野における社会人向けの講座が対象になります。

認定対象分野 ※基礎・初級のITスキルは除く

1. AI、IoT、データサイエンス、クラウド(デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む)
2. 高度なセキュリティやネットワーク

3. IT 利活用(自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計)

また、本制度により認定する教育訓練講座は、主に下記の要件を満たすものとしていきます。認定要件の詳細については、関連資料の「実施要項」等をご参照ください。

講座の要件

- 育成する職業、能力・スキル、訓練の内容を公開していること
- 必要な実務知識、技術、技能を習得できること
- 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上を占めていること
- 審査、試験等により訓練の成果を評価していること
- eラーニング等の社会人が受けやすい工夫をしていること
- 事後評価の仕組みを構築していること 等

実施機関の要件

- 講座の開講実績や財務状況等を踏まえ継続的・安定的に遂行できること
- 組織体制や設備、講師等を有していること
- 欠格要件等に該当しないこと 等

3. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

経済産業大臣が認定した教育訓練講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣が指定した講座は、「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の対象となります。

「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定については、厚生労働省への申請手続が必要となりますが、2023年4月受付分から申請手続の簡素化を図るため、リスキル講座と専門実践教育訓練講座の申請様式を統合し、1度の申請による両制度の同時申請を可能としました。詳細は以下をご参照ください。

[専門実践教育訓練講座の申請手続について\(厚生労働省 HP\)](#)

4. 第12回申請の主な変更点

(1) 申請方法の変更

申請書類の提出方法を「電子データ(CD/DVD)の郵送」から「メール・ファイルストレージでの提出」に変更します。メール以外の手段(CD/DVD や紙教材の郵送等)による提出を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

(2) 申請様式の変更

厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」との申請様式統合に伴い、前回申請時の申請様式から大幅に変更しています。旧様式で申請を行わないようお願いいたします。

5. 申請方法等について

認定申請を下記のとおり受け付けます。

申請受付期間

2023年4月3日(月曜日)から5月8日(月曜日)

※締切日の23時59分59秒までに到着が確認できたものを受け付けます。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

申請方法

以下の①～⑤の書類をメールで下記宛先に提出してください。

- ① 申請書・様式第1号～第7号
- ② 提出物一覧・チェックリスト(専門実践教育訓練も同時申請する場合は【専門実践教育訓練提出書類チェック表】も添付)
- ③ 教材(電子データ)
- ④ 演習の実施内容等が分かる資料等
- ⑤ その他の添付書類(詳細は提出物一覧・チェックリストを参照)

※①・②の書類については、該当の Excel ファイルをメールに添付して提出してください。なお、送信メールの容量は必ず 10MB 以内にしてください。

※③～⑤の書類については、各申請者にてファイルストレージを用意いただき、データを格納し、ダウンロード URL を上記メールに明記してください。

なお、厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定申請を併せて行う場合は、専門実践教育訓練提出書類チェック表を参照し、併せて提出してください。

申請書類の提出先

第四次産業革命スキル習得講座認定申請受付担当 宛

E-Mail(経済産業省): bzl-reskill-shinsei-uketsuke@meti.go.jp

E-Mail(厚生労働省): kyouikukunren@mhlw.go.jp

※厚生労働省「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定申請を併せて行う場合は、宛先に厚生労働省のメールアドレスを必ず含めてください。

※メールの件名(題名)を必ず「(提出)第四次産業革命スキル習得講座認定制度申請書類」としてください。

※メールの本文に、下記①～④の対象分野及び教材等のダウンロード URL を必ず記載してください。

- ① クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティ
- ② 自動車モデルベース開発
- ③ 自動運転
- ④ 生産システムデジタル設計

各対象分野の講座申請等に関するお問合せ先

クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティ分野の講座

担当者: 商務情報政策局情報技術利用促進課 竹下、柴田

E-Mail: bzl-joshin@meti.go.jp

電話: 03-3501-1511(内線 3971～3976)

自動車モデルベース開発分野の講座

担当者: 製造産業局自動車課 村上、小林

E-Mail: murakami-takuma@meti.go.jp

kobayashi-katsuhiko@meti.go.jp

電話: 03-3501-1511(内線 3831)

自動運転分野の講座

担当者: 製造産業局自動車課 秋元、芝、早田

E-Mail: exl-itshann@meti.go.jp

電話: 03-3501-1511(内線 3831)

生産システム設計分野の講座

担当者: 製造産業局ものづくり政策審議室 蓬田、高橋、福水

E-Mail: yomogida-keiichiro@meti.go.jp

takahashi-yusuke1@meti.go.jp

fukumizu-yuki@meti.go.jp

電話: 03-3501-1511(内線 3648)

6. 申請様式等

[申請書・様式第1号～第7号\(新規申請\)](#)

[申請書・様式第1号～第7号\(再認定申請\)](#)

[提出物一覧・チェックリスト](#)

[記載例\(新規申請\)](#)

[記載例\(再認定申請\)](#)

関連リンク

[リスキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)認定制度について](#)

関連資料

[リスキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)の認定に関する規程\(経済産業省告示第182号\)](#)

[リスキル講座\(第四次産業革命スキル習得講座\)認定制度に関する実施要項](#)

[FAQ・留意事項](#)

(本件のお問合せ先)

経済産業政策局 産業人材課長 島津

担当者: 中山、石森、伊藤

電話: 03-3501-1511(内線 2671~4)

メール: bzl-reskillprograms-jinzai★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。